

## 酒類等製造免許審査項目一覧表

酒税法第7条《酒類の製造免許》に規定する酒類製造免許及び同法第8条《酒母等の製造免許》に規定する酒類等の製造免許については、次の項目について審査しています。

審 査 項 目		該当条項等
法定 製 造 數 量 の 檢 討	<p>酒類の製造見込数量が、法定製造数量以上であること。 ただし、次に掲げる場合には適用しない。</p> <p>(1) 清酒の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、単式蒸留焼酎若しくはみりんを製造しようとする場合 又は自己の製造した清酒を原料としてリキュールを製造しようとする場合</p> <p>(2) 連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、みりんを製造しようとする場合</p> <p>(3) 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合</p> <p>(4) 試験のために酒類を製造しようとする場合</p> <p>(5) 輸出するために清酒を製造しようとする場合</p> <p>(6) 一の製造場において清酒及び合成清酒を製造しようとする場合で、免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が60キロリットル以上であるとき</p> <p>(7) 一の製造場において連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎を製造しようとする場合で、免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が60キロリットル以上であるとき</p> <p>(8) 連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール又はスピリッツの製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、自己の製造したその製造免許を受けた品目の酒類を原料としてリキュールを製造しようとする場合</p> <p>(9) 一の製造場において果実酒及び甘味果実酒を製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が6キロリットル以上であるとき</p> <p>(10) 一の製造場においてウイスキー及びブランデーを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が6キロリットル以上であるとき</p> <p>(11) 一の製造場において原料用アルコール及びスピリッツを製造しようとする場合で、製造免許を受けた後1年間におけるその製造見込数量の合計が6キロリットル以上であるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法7条2項3項</li> <li>・酒税法施行令12条の2</li> <li>・法令解釈通達2編7条2項</li> </ul>
試 驗 製 造 免 許 の 場 合	<p>試験製造免許については、真に試験研究を目的とする場合に限り付与するものであり、例えば、試験製造した酒類を販売して多額の収益を得るような営利性がある場合又は自家用酒類の製造を目的とする場合には、試験製造免許の対象とはならない。 なお、試験製造免許は、次のいずれかに該当する場合に付与する。</p> <p>(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する学校をいう。）において教育のために酒類の試験製造を行う場合</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が設置した図書館、博物館、公民館、その他の社会教育に関する施設において教育のために酒類の試験製造を行う場合</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合</p> <p>(4) 独立行政法人酒類総合研究所及び地方独立行政法人において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合</p> <p>(5) 新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合</p> <p>(6) 酒類の原料、製造設備等の製造又は販売業者が、当該原料等の品質を検査するために、酒類の試験製造を行う場合 (注)酒母等の製造については、試験製造免許の制度が存在しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法7条</li> <li>・法令解釈通達2編7条3項</li> </ul>
酒 税 法 10 条 1 号 か ら 8 号 ま で の 檢 討	<p>1号関係：免許の申請者が酒税法（12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号）の規定により免許の取消処分を受けた者又はアルコール事業法の規定により許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から3年を経過していること</p> <p>2号関係：申請者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請でないこと</p> <p>3号関係：申請者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しないこと</p> <p>4号関係：免許の申請者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しないこと</p> <p>5号関係：申請製造場の支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でないこと</p> <p>6号関係：免許の申請者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていないこと</p> <p>7号関係：国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること</p> <p>7号の2関係：免許の申請者が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は脅迫の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること</p> <p>8号関係：拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法10条1号～8号</li> <li>・法令解釈通達2編10条1</li> </ul>
場 所 的 要 件	<p>9号関係：申請製造場が取締上不適当と認められる場所でないこと</p> <p>申請製造場が、販売場又は酒場、料理店等と同一の場所でないこと (注)申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分する。この場合、検査取締上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等とを壁、扉等で区分する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法10条9号</li> <li>・法令解釈通達2編10条9号1</li> </ul>

審査項目		該当条項等
製造能力及び所要資金等の検討	<p>10号関係：酒類の製造業免許の申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない等、経営の基礎が薄弱であると認められないこと</p> <p>(1) 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合のほか、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的な信用の薄弱、製造設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいり、その半期は、申請者等が次の(イ)～(リ)に掲げる場合に該当しないかどうか、及び申請者が、次の(2)～(4)の要件を充足するかどうかで行う。</p> <p>(イ) 現に国税又は地方税を滞納している場合</p> <p>(ロ) 申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている者である場合</p> <p>(ハ) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。）を上回っている場合</p> <p>(セ) 最終事業年度以前3事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合</p> <p>(ホ) 酒税に関する法律に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合</p> <p>(ヘ) 製造場の申請場所への設置が、建築基準法、都市計画法、農地法、流通業務市街地の整備に関する法律その他の法令又は地方自治体の条例の規定に違反しており、店舗の除却又は移転を命じられている場合</p> <p>(リ) 現に酒類製造免許を受けていたる酒類に対する酒税につき、担保の提供を命ぜられたにもかかわらず、その全部又は一部の提供をしない場合</p> <p>(フ) 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の平均3か月分に相当する額又は免許申請書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額（以下「申請酒類の酒税額」という。）の4か月分に相当する額のうち、いずれか多い方の額以上の担保を提供する能力がないと認められる者である場合</p> <p>(リ) 申請酒類小売販売場において酒類の適正な販売管理体制が構築されないことが明らかであると見込まれる場合</p> <p>(2) 申請者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人であること</p> <p>(3) 酒類を適切に製造するために必要な所要資金等（資本、当座資産及び融資をいう。以下同じ。）並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有する者であつて（有することが確実と認められる者を含む。）、酒類の製造に関して安定的な経営が行われると認められること</p> <p>(注) 「安定的な経営が行われると認められる場合」には、酒類の製造に関し、必要な資金を融資等により将来にわたって確保することができ、かつ、その事業計画が単年度黒字の発生、累積欠損の解消等が確実に図られることを予定しているなど黒字体质に転換する合理的な根拠があると認められる場合を含む。</p> <p>(4) 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該酒類の製造に必要な原料の入手が確実と認められること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法10条10号</li> <li>・法令解釈通達 2編10条10号1、2</li> </ul>
需給調整要件	<p>11号関係：酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許を与えることが適当ないと認められる場合に当たらないこと</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り免許をする。</p> <p>なお、次に掲げる酒類以外の酒類の製造免許は、申請者の経営基盤、技術的能力、製造場の設備等について、酒税法第10条《免許の要件》各号に該当するかどうかを検討の上、免許の可否を決定する。</p> <p>(1) 清酒</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ 清酒製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置して清酒を製造しようとする場合</p> <p>ロ 2以上の清酒製造者が、企業合理化を図るために新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して清酒を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ 清酒製造者が、企業合理化を図るために分離又は分割し、新たに製造場を設置して清酒を製造しようとする場合</p> <p>ニ 共同してびん詰めすることを目的として設立された清酒製造者が主となって組織する法人の蔵置場又は自己のびん詰等のための蔵置場に未納税移入した清酒に、炭酸ガス又は炭酸水を加え、発泡性を持たせた清酒を製造しようとする場合</p> <p>(注) 企業合理化とは、製造者（試験製造免許以外の酒類の製造免許を受けている者に限る。）が新たに製造場を設置することにより、製造コスト若しくは物流コストの削減又は設備の近代化若しくは情報化の推進が図られるもの、製造場が狭あいなため新たに製造場を設置しようとするもの等をいう（以下、(6)まで同じ。）。</p> <p>(2) 合成清酒</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ 合成清酒製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置して合成清酒を製造しようとする場合</p> <p>ロ 2以上の合成清酒製造者が、企業合理化を図るために新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して合成清酒を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ 合成清酒製造者が、企業合理化を図るために分離又は分割し、新たに製造場を設置して合成清酒を製造しようとする場合</p> <p>(3) 連続式蒸留焼酎</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ 連続式蒸留焼酎製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置して連続式蒸留焼酎を製造しようとする場合</p> <p>ロ 2以上の連続式蒸留焼酎製造者が、企業合理化を図るために新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して連続式蒸留焼酎を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ 連続式蒸留焼酎製造者が、企業合理化を図るために分離又は分割し、新たに製造場を設置して連続式蒸留焼酎を製造しようとする場合</p> <p>(4) 単式蒸留焼酎</p> <p>イ カサ取り焼酎（単式蒸留焼酎のうち、酒かす又は米ぬか等を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場において単式蒸留焼酎を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 2以上の清酒製造者が、新たに法人を組織して、その構成員である製造者の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、新たに製造場を設置して単式蒸留焼酎を製造しようとする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法10条11号</li> <li>・法令解釈通達 2編10条11号2</li> </ul>

審査項目		該当条項等
	<p>□ 特產品焼酎（単式蒸留焼酎のうち、申請製造場の所在する地域で生産された特產品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p> <p>製造しようとする酒類が、特產品の特性を有するものと認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する。</p> <p>なお、特產品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造する場合には、申請製造場の所在する都道府県が、申請しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあっては、申請しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の課税移出数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の小売数量を合算したものの三分の一に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与する。</p> <p>(注) 1 申請製造場の所在する地域は、原則として当該申請製造場の所在する市町村（特別区を含む。）とする（以下(5)において同じ。）。</p> <p>2 特產品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、特產品として育成することが確実な产品又は当該产品を主原料とした商品が多数あるなど、当該申請製造場の所在する地域において認知されている产品をいう。</p> <p>3 特產品の特性を有するとは、酒類に、原料として使用した特產品の香味等が反映されていることが明らかなることをいう。</p> <p>なお、当該特產品が水以外の原料の50%以上を占める場合には、特產品の特性を有するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>4 平均課税移出数量が平均小売数量を下回っているかどうかの判定は、判定基準年度の6月30日現在の数量により行う（以下(5)において同じ。）。</p> <p>ハ その他の焼酎（単式蒸留焼酎のうち、イ及びロ以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) その他の焼酎製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置してその他の焼酎を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 2以上のその他の焼酎製造者が、企業合理化を図るために新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他の焼酎を共同製造しようとする場合</p> <p>(ハ) その他の焼酎製造者が、企業合理化を図るために分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他の焼酎を製造しようとする場合</p> <p>(5) みりん</p> <p>イ 地場産米使用みりん（みりんのうち、申請製造場の所在する地域で生産された米を主原料として製造するものをいう。以下同じ。）</p> <p>製造しようとする酒類が、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されると認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する。</p> <p>なお、申請製造場の所在する都道府県が、判定基準年度前3年度における平均課税移出数量と平均小売数量を比較して、平均課税移出数量が平均小売数量を下回っている都道府県である場合に限り付与する。</p> <p>(注) 「申請製造場の所在する地域で生産された米を主原料として製造するもの」とは、その仕込みに使用した原料の総重量の50%超のものをいう。</p> <p>□ その他のみりん（みりんのうち、イ以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) その他のみりん製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 2以上のその他のみりん製造者が、企業合理化を図るために新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してみりんを共同製造しようとする場合</p> <p>(ハ) その他のみりん製造者が、企業合理化を図るために分離又は分割し、新たに製造場を設置してみりんを製造しようとする場合</p> <p>(6) 原料用アルコール</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ 原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置して原料用アルコールを製造しようとする場合</p> <p>ロ 2以上の連続式蒸留焼酎製造者又は2以上の原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るために新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを共同製造しようとする場合</p> <p>ハ 原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るために分離又は分割し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを製造しようとする場合</p> <p>ニ 製造者が、連続式蒸留機を設置している製造場において原料用アルコールを製造しようとする場合</p>	
技術的設備要件	<p>12号関係：申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合に当たらないこと</p> <p>(1) 申請者が醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していること</p> <p>(注) 1 申請者の技術的要件については、製造計画・工程、技術者の経験、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断する。</p> <p>2 申請者の技術的能力については、必要な技術的能力を備えた者を雇用していれば足りるものである。</p> <p>(2) 酒類の製造又貯蔵に必要な機械、器具、容器等が十分備わっているとともに、工場立地法、下水道法、水質汚濁防止法、食品衛生法等製造場の設備に関する法令及び地方自治体の条例に抵触していない又は抵触しないことが確実であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法10条12号</li> <li>・法令解釈通達 2編10条12号</li> </ul>